

工事特記仕様書

工 事 名	屏風配水管改良工事
工事番号	第 24-R8GH4-002 8101 号
工事場所	磯城郡三宅町大字 屏風 地内

奈良県広域水道企業団磯城事務所

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

1. 適用範囲

- (1) 屏風配水管改良工事（以下配水管改良工事という。）特記仕様書は、奈良県広域水道企業団（以下甲という。）が施工する配水管改良工事に適用する。
- (2) 配水管改良工事において準拠する基準等は次によるものとする。
 - ・日本水道協会
 - ①水道施設設計指針
 - ②水道維持管理指針
 - ③水道施設耐震工法指針・解説
 - ④水道施設更新指針
 - ・奈良県
 - ① 土木請負工事必携
 - ② 土木工事共通仕様書（案）
 - ③ 土木工事施工管理基準
 - ・企業団
 - ①奈良県広域水道企業団共通仕様書尚、上記については最新版を参照するものとする。

2. 優先順位

本特記仕様書、共通仕様書等及び契約図書に疑義がある場合、若しくは、重複がある場合は、監督員の指示が優先とする。

3. 着手前

受注者（以下乙という。）は着手前に設計照査を行い、その結果を発注者に書面にて報告すること。施工着手については、事前に施工計画書・材料承認・安全書類等を必ず提出してから行うこと。また、材料発注については、乙にて試掘等を行い、配管状況を確認後、監督員と協議を行い、承認を得てから発注すること。施工中についても、設計との相違が発生した場合は、監督員と協議を行い、承認を得てから施工すること。

4. 障害物の処理

工事施工にあたり、他の埋設物及び障害物があった場合、埋設物の管理者に立会を求め、試掘等を行い、その処理については管理者及び監督員の指示によるものとする。

また、埋設物等に損害を与えた場合は、乙の負担においてすみやかに復旧しなければならない。

5. 保安及び衛生

工事現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則、その他関連法規及び条例に従って、適切な施設及び設備を施し、火災、盗難、その他事故防止に十分注意しなければならない。

工事現場は、常に整理整頓し、工事が一部終了した時は、その部分ごとに後片付け清掃を行うなど、清潔さを保持するよう努めなければならない。

また、道路上に工事用資材等を放置することなく、一定箇所に集積し必ず安全通路の確保を行うこと。

6. 安全対策

通学路であるため工事中は、すべてに関し安全第一とする。歩行者に対しては、安全な通行を確保し、必ず誘導しなければならない。

乙は、工事施工に際し、公衆の生命身体もしくは財産に関する危害または、迷惑を防止するため必要な処置を講じなければならない。

工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不安全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意しなければならない。

工事機械器具の取り扱いには、有資格者及び熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い運転にあたっては操作を誤らないようにしなければならない。

工事期間中、資材、土砂等の搬入、搬出口及び交差点には、交通誘導員を配置して、安全を期さなければならない。

工事による交通規制箇所については、工事施工中はもとより休憩時間についても、交通誘導員を適切に配置しなければならない。

工事箇所及び資材置き場等については、第三者の侵入対策として、フェンスバリケード等の設置を行うこと。

工事中に万一事故が発生したときは、所用の処置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容について直ちに監督員に報告しなければならない。また、その責任を乙にて解決し、その費用も乙の負担とする。

付近他工事による交通規制等については十分注意すること。

その他、監督員・道路管理者・自治会等の指示に従うこと。

7. 公害防止

工事に使用する道路は、常に路面状態を監視し、工事用車両の通行により道路及び道路施設を損傷した場合、直ちに補修を行い地域住民に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。

掘削箇所については、即日仮舗装を行い通行の円滑を図るよう努めなければならない。また、仮舗装部については、毎日確認を行い段差補修等は、随時すみやかに行うこと。工事中は人畜、構造物、田畑、作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。

作業に伴う濁水、作業基地内の排水はすべて基地内に収め、環境基準に即し

て処理すること。

8. 損害賠償等

乙は、工事のため田、畑、家屋、地下埋設物等あるいは第三者に損害を与えぬよう施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合は、乙の責任において解決し、その費用は乙にて負担とする。

9. 残 土

残土・産業廃棄物等は仕様書に明示している場所に処分するのを原則とするが、変更及び相違のある場合は承認願いを提出し、監督員の承認を得なければならない。運搬にあたっては、荷台にシートをかぶせ、残土・産業廃棄物等を撒き散らさぬよう注意し運搬すること。また、過積載をしてはならない。

10. 材 料

本工事に使用する材料はすべて、JIS 及び JWWA の規格に適合したものでなければならない。ただし、特記仕様書及び設計図に明記したものはこの限りでない。材料発注については、乙にて試掘・現地調査等を行い、監督員の承認を得なければならない。

11. 布 設

配管技能者については、(H P P E) 及び(耐震)の資格を持つ者を適切に配置すること。

管路の布設位置は、監督員と立会いの上決定する。施工後についても、布設位置及び深さ等を工事写真及び図面に明確に記載し、提出すること。

障害物等による布設位置の変更については、試掘確認の上、監督員の承認を得て行うこと。

水路等については、原則下越し配管とする。ただし、障害物等により下越し配管が困難な場所については、写真及び図面等を提出の上、監督員、関係者と協議を行い、承認を得て施工すること。

12. 関係機関等協議

工事着手前に、教育委員会・警察署・消防署・道路管理者・住民福祉課・自治会と十分に協議を行い、工程表・迂回路図・通行規制等書類を提出し、工事条件・指示事項に従うこと。(施工中においても同様とする。)

13. 工程管理

作業時間は、【昼間 9 時～ 17 時】とする。

本工事は週休二日制を導入する。(工事現場状況等により、やむを得ず休日作業を行う場合には、自治会、近隣住民、関係機関等に事前に周知するとともに監督員に休日作業届を提出すること。)

原則として、土曜日、日曜日、祝日の現場立会、洗管は認めない。

乙は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督員へ書面にて報告しなければならない。

付近他工事についても、乙にて関係者と協議を行い円滑に施工すること。

1 4. 工事成績への適切な評価

違反行為が生じた場合、発注者は工事成績点に厳格かつ適切に反映する。(プロセスチェック内容については十分注意すること。)

1 5. その他

既設管等については乙にて事前に調査を行い、注意し施工すること。損害を与えた場合は、乙の負担においてすみやかに復旧しなければならない。

変更が生じる際は、監督員に写真及び書類等を提出の上、承認を得ること。理由及び書類等のない変更については認められない。

地域住民の車両の使用に便宜を図り、袋小路や迂回が必要なところは、チラシ等を配布し注意を促すこと。私有地内の工事についても、地権者及び関係者と協議を行い施工すること。

農繁期での農機具の出入り並びに商用車の出入りには、配慮を行い協力しなければならない。

進捗状況・計画工程等については毎月・毎週書面にて報告を行うこと。

第2章 特記事項

1. 施工一般

1) 掘削工

- (1) 管土被りは、原則 0.8mとする。ただし、設計図書に明示のある場合は、設計図書のとおりとする。障害物等に伴う土被りの変更については、監督員に現況写真・書類等を提出の上、協議すること。
- (2) 掘削断面は、設計図書による。
接合部及び床掘部は、接合作業及び管底面床付作業の完全を期せるように掘削しなければならない。
- (3) 掘削機械のバケット容量は、作業状況に適したものを使用する。ただし、前記の掘削断面は確保すること。
- (4) 掘削工事において、掘削深さによる土の破壊影響線（45度）範囲内（掘削深の長さを横方向に代えた長さ）における民有地建造物や道路に影響が発生した場合や工事車両・重機等により建造物等に影響を及ぼした時は、誠意をもって最後まで解決にあたらなければならない。現場において、異変がおきた時は、早急に対応できる状態を保ち、工事完成まで、責任をもって遂行しなければならない。
- (5) 土留め工は、掘削深が1.5mをこえる箇所、土砂崩壊、高い地下水位、湧水等が工事区間内に発生するおそれがある場合は、監督員と協議を行い、土留工を施さなければならない。
- (6) 埋戻し工事において、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均一にまき出し、管に損傷を与えないよう施工条件に合った小型締固め機械により、締固めなければならない。

2) 通路の確保

一般道路では、原則片側通路を確保し、住民及び一般車両等の通行に支障のないよう覆工等を行い、安全な通路を設けること。また、道路管理者、監督員の指示を遵守しなければならない。

また、通行止め箇所については、乙にて事前に関係機関及び自治会等と協議を行い、チラシ等の配布を行い事前周知及び承諾を得ること。

3) 本設配管工

管の布設接合を行う作業員は、接合に熟練した者でなければならない。

道路に水道管を埋設する際には、明示シートを施し、ロケーティングワイヤー（铸铁管除く）を施さなければならない。

漏水については認められない。対応については、原則漏水箇所の切断撤去を行い、復旧すること。

4) ボックス布設

仕切弁ボックス等の据付けは、出来上がり道路高さに合わさなければならない。調整リングが必要な場合は、乙にて用意すること。また、既設仕切弁ボックスについても、監督員と協議の上、入替え及び高さ調整を行うこと。

2. 建設副産物対策

土木請負工事必携P 3-1～2 2・P 4-1～6 参照

3. 安全対策

工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って行うこと。

4. 現場代理人等

現場管理では、乙の現場代理人は、全工程において現場に常駐すること。

5. 下請け工事等

下請けを要する工種においては、工事着手前に下請け承認願いを提出し、承認を得た上で施工すること。また、下請け工事施工者においても、各工種の有資格者及び熟練者を配置すること。

6. 資材管理等

工事受注者は、工事用資材の搬入計画を十分に検討し、工期完了まで責任を持って遂行しなければならない。資材の仮置きについても、養生等を行い適切に管理すること。

7. 定めなき事項

この特記仕様書に定めない事項、または本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

8. その他

再生資源利用計画書・実施書は書面及び電子データを作成し提出すること。

工事記録写真は書面及び CD（データ・PDF）を作成し提出すること。

竣工図・出来形図は書面及び CD（DXF・PDF）を作成し提出すること。

工事目的物及び工事材料等を担保するため現場形態に応じた災害保険、建設工事保険その他の保険に付保しなければならない。

道路上に設置されている明示ピン及び基準点等について、支障がある場合は、事前に測量を行い、施工後に復旧すること。

工事数量総括表に関しては、実施設計書と同義とする。